

都 道 府 県 知 事 }
水質汚濁防止法政令市市長 } 殿

環境省水・大気環境局長

水質の汚濁の防止の徹底について

水質の汚濁の防止の徹底については、従前より水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。)の特定事業場に対する指導等をお願いしてきたところであるが、今般、日本製鉄株式会社東日本製鉄所君津地区において法に違反する行為があった。今般の事案について、同社において長期にわたり法令に違反する行為がなされていたことは誠に遺憾である。

貴職におかれては、引き続き、特に下記 2. の事項に留意され、法第 22 条第 1 項及び第 2 項に基づく報告徴収及び立入検査を的確に行うことなどにより、特定事業場に対する水質の汚濁の防止に係る指導を一層強化するなど、法の施行に万全を期されたい。

記

1. 日本製鉄株式会社東日本製鉄所君津地区における違反行為の内容

(1) 法第 7 条(特定施設等の構造等の変更の届出)の違反

特定施設の構造の変更の届出をせず、仮設ポンプの設置による排水に係る排水の系統の変更及びシアン処理装置の設置による汚水等の処理の方法の変更を行っていた。

(2) 法第 12 条第 1 項(排水の排出の制限)の違反

事業者において実施された排水の汚染状態の測定の結果において、これまでに複数の排水口で幾度も排水基準の超過があった。

(3) 法第 14 条第 1 項(排水の汚染状態の測定等)の違反

事業者において実施された排水の汚染状態の測定の結果のうち、排水基準を超過した結果を適切に記録及び保存していなかった。

(4) 法第 14 条の 2 第 1 項(事故時の措置)の違反

余剰水が一時貯留する水槽からオーバーフローし、かつ、それにより有害物質を含む水が特定事業場から公共用水域に排出されていたことを一部社員が認識していた

にも関わらず、応急の措置を講じておらず、速やかにその事故の状況及び講じた措置の概要を県知事に届け出ていなかった。

2. 特定事業場に対する監視指導の強化

特定事業場に対する水質汚濁の防止に係る監視指導に当たっては、以下の事項を含め、これまでの通知で示している事項について改めて留意されたい。また、必要な場合には、法第13条第1項に基づく命令を速やかに行うことにより、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止に迅速に対応することが重要であることに留意されたい。

- ・特定施設に係る法第5条各項及び法第7条の届出は、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を未然に防止する上で重要である。このため、立入検査において、特定事業場における汚水等の処理の方法及び排水の系統等について、届出関係書類に照らし相違がないか確認すること。
- ・法第14条に基づく事業者による測定及びその結果の記録は、排水基準遵守等の自主的な履行の確保に資するとともに、地方公共団体が排水の排出等に関し、改善命令等の水質汚濁防止法に基づく措置を講ずる場合に重要な判断材料となるものであるため、特定事業場における排水の汚染状態の測定結果について、原簿や計量証明書を確認するとともに、必要に応じて報告を徴収すること。
- ・法第14条の4に基づく事業者における汚水又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のための措置として、工場又は事業場内の各施設の点検、工場又は事業場において想定される事故等の未然防止及び発生時の措置並びに事業者における従業員教育や環境管理の取組の確認（事業者内外の第三者組織による測定結果の監査等）などの実施状況及びその有効性を確認するとともに、必要に応じて助言すること。

【参考】関連する過去の通知

「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」

(平成23年3月16日付け環水大発第110316001号、環水大水発第110316002号)

「水質汚濁防止の徹底について」

(平成17年3月18日付け環水管発第050318001号、平成21年5月19日付け環水大水発第090519001号及び平成22年6月29日付け環水大水発100629002号)